

議案第62号

石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月21日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするため。

石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年石岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。